## 長野県地方税滞納整理機構会計年度任用職員の懲戒に関する条例

令和2年2月6日

長野県地方税滞納整理機構条例第3号

(目的)

第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第29条第2項及び第4項の規定により、法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員 (以下「会計年度任用職員」という。)の懲戒の手続及び効果に関し規定することを目的とする。

(懲戒の手続)

第2条 戒告、減給、停職又は懲戒処分としての免職の処分は、その旨を記載した書面を当 該職員に交付して行わなければならない。

(減給の効果)

第3条 減給は、6月以下の期間、給料の月額(法第22条の2第1項第1号に掲げる会計 年度任用職員にあっては、報酬の額(給料に相当するものに限る。))の5分の1以下 に相当する額を給与から減ずるものとする。

(停職の効果)

- 第4条 停職の期間は、1日以上6月以下とする。
  - 2 停職者は、停職の期間中も、その職を保有するが、職務に従事しない。
  - 3 停職者は、停職の期間中は、いかなる給与も支給されない。

(裁判所に係属中の懲戒)

第5条 懲戒に付されるべき事件が、刑事裁判に係属する間においても、必要があるときは、 同一事件について懲戒することができる。

(実施規定)

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。